

★平成27年度税制改正の資産税改正項目③「国外転出時課税制度」

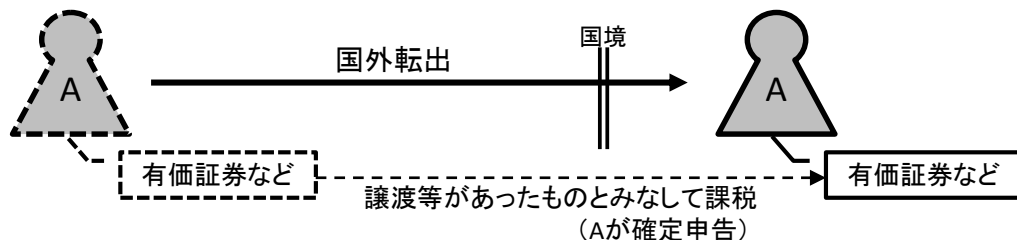
今回は、平成27年度税制改正により創設され本年7月1日より施行された「国外転出時課税制度」の概要についてご案内します。
(塚越康仁)

《制度の対象者》

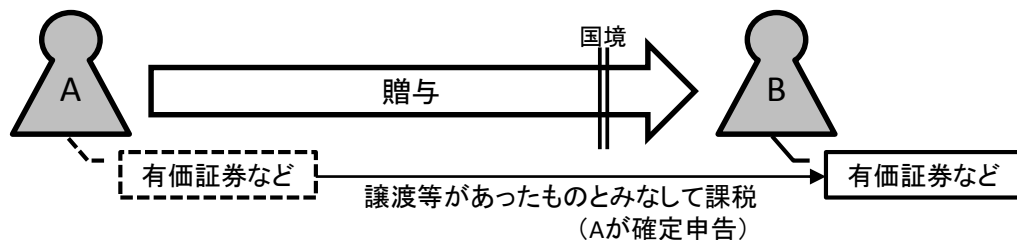
下記(1)から(3)の時に、所有等している有価証券や未決済の信用取引(以下「有価証券など」)の価額の合計額が1億円以上の方が対象となります。

《課税される場合》

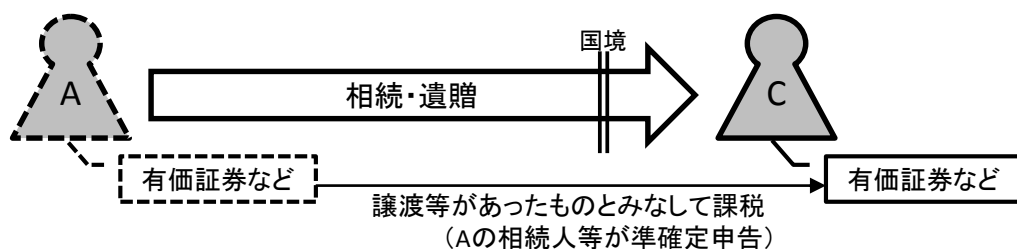
(1) 対象者(A)が国外転出をする時



(2) 対象者(A)が国外に居住する親族等(B)へ有価証券などを贈与する時



(3) 対象者(A)が亡くなり、相続又は遺贈により国外に居住する相続人又は受遺者(C)が有価証券などを取得する時



《課税の取り消し》

下記の場合には課された税額を取り消すことができます(更正の請求手続きが必要になります)。

- (1)のケース…国外転出の日から5年以内に帰国し、帰国時まで引き続き有価証券などを所有等している場合。
- (2)のケース…贈与の日から5年以内に受贈者が帰国し、帰国時まで引き続き有価証券などを所有等している場合。
- (3)のケース…相続開始の日から5年以内に有価証券などを取得した相続人又は受遺者が帰国し、帰国時まで引き続き有価証券などを所有等している場合。

《納税猶予制度》

納税猶予の特例の適用を受けることにより、5年又は10年の期間満了まで納税を猶予することができます。ただし(1)と(3)のケースについて納税猶予の特例の適用を受けるためには、所轄税務署へ納税管理人の届出書を提出する必要があります。

《制度のポイント》

国外転出時課税制度は、実際に有価証券などを譲渡していなくても譲渡したものとみなして課税する、今までにない税制です。また、自らが出国する場合のみならず、海外の子や孫に有価証券などを贈与・相続する際にも関わってくるようになります。相続対策として海外の親族への資産承継をお考えの場合は、本制度の適用の有無を含めて検討する必要があります。